

東山舗装道路本復旧工事の設計図書の訂正について（通知）

東山舗装道路本復旧工事の設計図書（特記仕様書）を、下記のとおり一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みです。再度ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を下記のとおり訂正していただきますよう、お願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所

特記仕様書 2 時間的制約を受ける作業

2. 訂正内容

注5)～注7)を削除

【訂正前】

- 注1) 準備後片付け等の時間は施工時間外に30分設けるものとする。
注2) 作業員の作業時間は、上記における施工時間帯に準備後片付け等時間を加えた時間に1時間の休憩時間帯を取得するものとして積算しているが、工事契約上の拘束力を生じさせるものではない。
注3) 割増後の労務単価は、1円単位(1円未満切捨て)とする。
注4) 交通誘導警備員については、時間的制約を受ける作業の対象外とする。
注5) 運転手（一般、昼夜同じ）については、時間的制約を受ける作業の対象外とする。
注6) 運転手（特殊、昼夜同じ）については、時間的制約を受ける作業の対象外とする。
注7) 運転手（特殊、時間的制約対象外）については、時間的制約を受ける作業の対象外とする。

【訂正後】

- 注1) 準備後片付け等の時間は施工時間外に30分設けるものとする。
注2) 作業員の作業時間は、上記における施工時間帯に準備後片付け等時間を加えた時間に1時間の休憩時間帯を取得するものとして積算しているが、工事契約上の拘束力を生じさせるものではない。
注3) 割増後の労務単価は、1円単位(1円未満切捨て)とする。
注4) 交通誘導警備員については、時間的制約を受ける作業の対象外とする。

注5～注7を削除

特 記 仕 様 書

(総則)

1 適 用

- 1) 本特記仕様書は、堺市上下水道局が発注する東山舗装道路本復旧工事に適用する。
- 2) 本工事の施工に当たっては、別に定める「水道工事共通仕様書(平成30年5月版)」(以下「共通仕様書」という。)に従うこととし、本特記仕様書は、共通仕様書に優先するものとする。
- 3) 本工事が適用する主な積算基準書は以下のとおりである。
水道工事積算基準書(堺市上下水道局 平成30年4月版)
平成29年度建設工事積算基準(堺市建設局)
- 4) 積算単価月と適用単価の関係は以下のとおりである。

単価種別	適用する単価		備考
公共工事設計労務単価	平成30年3月の労務単価		「国土交通省単価」を準用
物価資料単価	積算単価月の前月の物価資料単価 (例)9月の積算単価月ならば8月版		「Web建設物価(一般財団法人建設物価調査会)」 又は「積算資料電子版(一般財団法人経済調査会)」
市場単価	積算単価月	市場単価の適用月	「季刊土木コスト情報(一般財団法人建設物価調査会)」 又は「季刊土木施工単価(一般財団法人経済調査会)」
	4月・5月・6月	冬号(1月号)	
	7月・8月・9月	春号(4月号)	
	10月・11月・12月	夏号(7月号)	
	1月・2月・3月	秋号(10月号)	
建設発生土及び建設廃棄物等受入価格	平成29年度建設発生土受入価格 (下半期 H30. 2. 1 適用) 平成29年度建設廃棄物等受入価格 (下半期 H30. 2. 1 適用)		大阪府都市整備部 ※建設発生土・アスファルト塊・コンクリート塊・廃路盤材(鉄鋼スラグ等)に適用
建設廃棄物(廃路盤材等)受入価格	平成30年度建設廃棄物(廃路盤材等)受入価格		大阪府都市整備部 ※廃路盤材(再生砕石・再生クラッシュラン等)に適用
資材調査単価	平成29年度資材調査単価[公共事業建設資材価格調査]【一般土木編】		堺市建設局及び大阪府都市整備部
	上水道資機材調査価格(平成30年4月版)		堺市上下水道局(堺市市政情報センター公表)
施工パッケージ型積算方式標準単価	施工パッケージ型標準単価表(平成29年4月適用)		国土交通省

- 5) 本工事における夜間施工は、通常勤務すべき時間帯をはずして作業する労務単価を採用している。
- 6) 夜間施工の代価表のアスファルト単価は、夜間補正を行った単価を計上している。

2 時間的制約を受ける作業

本工事の施工時間帯及び作業時間は、下表のとおりとする。なお工事着手後、関係機関等との調整の結果、施工時間帯に変更が生じた場合は、監督員との協議事項とし、設計変更の対象とする。

施工時間帯	作業時間	備考
21時00分～5時00分	7.5時間/日	

注1) 準備後片付け等の時間は施工時間外に30分設けるものとする。

注2) 作業員の作業時間は、上記における施工時間帯に準備後片付け等時間を加えた時間に1時間の休憩時間帯を取得するものとして積算しているが、工事契約上の拘束力を生じさせるものではない。

注3) 割増後の労務単価は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

注4) 交通誘導警備員については、時間的制約を受ける作業の対象外とする。

3 交通安全対策

1) 受注者は、本工事に使用する資機材の搬入及び搬出に際しては、工事現場付近の道路状況や住宅環境等を綿密に調査し、無理のない計画を立案するとともに、必要な交通安全対策を講じなければならない。また、このために車両規制や通行規制等の解除の必要が生じた場合は、それに伴う許可の申請及び取得は受注者の責任において行わなければならない。

2) 交通誘導警備員については、次表のとおり計上しているが、所轄警察署等の打合わせの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

場 所	人員の編成	総数 (*参考)
全 区 間	交通誘導警備員B (夜) 3人/日	設計書に記載

※ 総数とは、発注者の積算内容を参考に明示したもので、契約上拘束するものではない。

4 現場代理人及び技術者の専任期間

監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする(専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。)。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認められた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

5 過積載の対策

1) 受注者は、土砂等をダンプカー等に積載する場合には、車検証に記載されている最大積載量を超えてはならない。

2) 受注者は、目視(別紙「過積載と疑わしい車両の目安」参照)や自重計及びトラックスケール等によって土砂等の積載を日常的に管理(記録)し過積載防止の周知徹底に努めなければならない。

3) 受注者は、過積載防止を一層徹底するため、工事関係者への周知徹底および過積載防止への啓発を行うなどして、過積載防止の促進に努めなければならない。

6 暴力団等の排除について

暴力団等の排除については、別紙「暴力団等の排除について」によるものとする。

(施工一般)

7 工期の厳守

受注者は、契約後14日以内に現場着手時期に関する打合せを監督員と行い、工期内の完成を厳守すること。